

特区の動きについて

令和元年 11 月 21 日

特 区 担 当

国家戦略特区の最近の動き

「国家戦略特別区域会議」において、関西圏（大阪府、兵庫県及び京都府）について、区域計画の変更認定の他、新たに追加される規制改革事項等が取りまとめられ、内閣総理大臣から認定を受けた（平成 31 年 4 月 17 日、令和元年 9 月 30 日）。

【「関西圏国家戦略特別区域 区域計画」に新たに追加された規制改革事項等】

○平成 31 年 4 月 17 日認定事業（計画の変更）

◆国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業

（外国人家事支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例）

→ 一定の基準を満たす企業が、家事の負担を抱える方々の活躍推進や家事支援ニーズに対応するため、外国人家事支援人材を受け入れる事業の実施区域について、従来の兵庫県、大阪市に加えて、大阪府豊中市、池田市、箕面市を追加する。

○令和元年 9 月 30 日認定事業（新規事業の認定）

◆国家戦略特別区域高度医療提供事業

（病床規制に係る医療法の特例）

→ 一般社団法人中之島アイセンター推進協議会が、世界初の iPS 細胞由来角膜上皮細胞及び内皮細胞移植など、最先端の医療技術にかかる臨床研究、外来、手術、リハビリ等の治療を一貫して提供するため、「(仮称) 未来医療国際拠点（大阪市北区）」内に眼科診療所（新規病床 19 床）を開設する。

◆国家戦略道路占有事業

（エリアマネジメントに係る道路法の特例）

→ 国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占有事業を実施する一般財団法人和知ふるさと振興センターが、公道を活用し、収益施設、利便施設、にぎわいや景観創出のための施設等を設置する。

◆帯水層蓄熱型冷暖房事業

（建築物用地下水の採取に係る特例）

→ 建築物用地下水の採取が規制されている地域のうち、被圧地下水を採取し、その全量を同一の帯水層へ還元する建築物用地下水採取に係る実証試験等を行った結果、地盤等に著しい変化が認められないことが確認された地域（大阪市北区大深町地内（うめきた 2 期地区））及び技術的条件の範囲において、大阪市の地下水の採取を許可することにより、帯水層蓄熱型の冷暖房事業を促進する。

